

# 家庭系ごみ有料化に関するQ & A

## 1. ごみの出し方について

**Q** 有料化により、集積所に出すごみの出し方の変更点について教えてください。

**A** 有料化が始まる令和3年10月1日以降、集積所には袋に入るごみ以外は出せなくなります。  
現在、集積所に出すことができる袋に入らない1m四方以内の燃やせないごみや木製品・布団類、自転車等は出せなくなります。

**Q** 木製品・布団類やその他プラスチックは、解体・切断すれば指定ごみ袋等に入れて出すことはできますか。

**A** 現在も燃やせるごみは、30cm四方以内にして出していることから、粗大ごみに当たる木製品・布団類も、30cm四方以内に解体・切断すれば、可燃ごみ袋に入れて出すことができます。  
※ 袋に入らないその他プラスチックは、解体・切断し、45ℓ相当以内の中身の見える袋に入れて、袋の口を結ぶことができれば、その他プラスチックとして無料で出すことができます。

**Q** 粗大ごみのうち、不燃ごみ袋に入るものは集積所に出してもいいですか。

**A** 粗大ごみのうち不燃ごみ袋に入り、袋の口を結ぶことができるものは、集積所に出すことができます。  
なお、傘は特例で、柄が袋から出ていても3本まで不燃ごみ袋（大袋）に入れて、袋の口を結ぶことができれば、集積所に出すことができます。

**Q** ビン・カン・ペットボトルやプラスチック類の出し方は変わりますか。

**A** ビン・カン・ペットボトル・容器包装プラスチック・その他プラスチック（45ℓ相当以内の袋に入るもの）・乾電池等の有害物は、有料化後も集積所や収集日に変更はなく、無料で収集します。  
なお、ビン・カン・ペットボトルの指定ごみ袋は、変更ありません。

**Q** 粗大ごみ手数料は、品目ごとに「200円」、「400円」、「800円」となっていますが、品目ごとの一覧表を作成する予定はありますか。

**A** 粗大ごみの品目ごとの手数料一覧表は、「ごみの出し方ハンドブック」を改訂し、掲載します。新しい「ごみの出し方ハンドブック」は、9月上旬頃に各家庭に戸別配布する予定です。  
一部ですが、品目ごとの手数料一覧表を市ホームページで公開しています。

**Q** 粗大ごみを直接搬入場所まで持っていきことができない場合は、どうすればいいですか。

**A** 直接持っていきことができない場合は、現在と同じように、ご自身で市の許可を受けた収集運搬許可業者に回収を依頼していただくことになります。なお、その際の収集運搬費用は自己負担となります。

## 2. 経過措置について

**Q** 現在の指定燃やせるごみ袋は、手数料納付済シールを購入し、貼り付ければ使用できるとのことですが、使用できる期間はいつまでですか。

**A** 市では、経過措置の期間を概ね1年程度と考えています。手数料納付済シールは、経過措置が終了すると使用できなくなりますので、使用枚数を確認されてからご購入ください。なお、市では、経過措置終了後に家庭に残った手数料納付済シールの還付は行いません。



**Q** 現在の指定燃やせるごみ袋は、プラスチック類（容器包装プラスチック・その他プラスチック）、ペットボトル用として使用できるとのことですが、出し方の注意点を教えてください。

**A** プラスチック類用の中身の見える袋・ペットボトル用の袋として使用する際は、「燃やせるごみ収集袋」の文字を消してください。



問い合わせ先 **羽島市役所** 羽島市竹鼻町55番地 TEL. 058-392-1111

■生活環境部生活環境課 内線2123（家庭系ごみ有料化に関すること）

■生活環境部環境事業課 内線2192（ごみの出し方・処理に関すること）